

発議第 2 号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、つくばみらい市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 9 月 12 日提出

つくばみらい市議会議長 伊藤 正実 様

提出者 つくばみらい市議会議員 鐘ヶ江 礼生奈

賛成者 つくばみらい市議会議員 中村 豊

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 間宮 美知子

賛成者 つくばみらい市議会議員 岡本 昌弘

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

提案理由

子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の更なる充実を図るため、少人数学級の検討、教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度の堅持について、国に意見書を提出するものです。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年3月に改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになった。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施、さらに、きめ細かな教育を行うための30人学級の実現が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、更なる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月22日

茨城県つくばみらい市議会